

## 競争参加者の資格に関する公示

平成 22・23・24 年度において独立行政法人情報通信研究機構における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

ただし、平成 22・23・24 年度総務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者は、本資格を有するものとして扱うので申請の必要はありません。

平成 22 年 1 月 25 日

独立行政法人情報通信研究機構  
契約担当理事 吉崎 正弘

### 1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

- (1) 物品の製造
- (2) 物品の販売
- (3) 役務の提供等
- (4) 物品の買受

### 2 競争参加資格の申請方法

#### (1) 持参又は郵送等の場合

##### ア 受付期間

平成 22 年 2 月 1 日から随時受け付ける。

##### イ 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、財務部会計室において、競争参加資格を得ようとする者に無料で交付する。また、インターネットにより、別記 1 に掲げるホームページにアクセスし、申請書を出力することもできる。 <[申請の手引き PDF](#)、[申請書 EXCEL](#) [申請書 PDF](#)>

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

##### ウ 申請書の提出方法

申請書に次の書類を添え、財務部会計室に提出すること。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から 3 ヶ月以内のものとする(内容が鮮明であれば写しでも可)。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く 10 時から 17 時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便又は配達記録郵便)等も可。

(7) 登記事項証明書(法人の場合)

(4) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(5) 営業経歴書

(E) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書(個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(2) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

### 3 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記2の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記3の区分に基づいて格付けする。

### 4 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

### 5 資格の有効期間

資格を付与されたときから平成25年3月31日までとする。

### 6 競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先及び資格審査に関する照会先

情報通信研究機構財務部会計室役務契約チーム <新しい提出先は[こちら](#)>

電話 042-327-6115 メール shikaku-shinsa@ml.nict.go.jp

### 7 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合には、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」(以下「変更届」という。)にそれぞれに示す書類各1部(内容が鮮明であれば写しでも可)を添え、速やかに提出すること。(変更届の入手方法及び提出方法については、本公示「2 競争参加資格の申請」に示すものと同様とする。)

また、その他について変更する場合には、本公示2の申請を改めて行うこと。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

- (7) 資格審査結果通知書(写)
- (4) 登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

- (7) 資格審査結果通知書(写)

ウ 「希望する資格の種類」又は「調達する物品等(営業品目)」の場合は、資格審査結果通知書(写)

なお、「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

- (7) 資格審査結果通知書(写)
- (4) 直近の財務諸表

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者(有資格者)の手続

有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、財務部会計室に速やかに提出すること。

- ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書(鮮明であれば写しでも可)
- イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類(鮮明であれば写しでも可)
- ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、当機構が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、ヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社・廃業の場合の手続

有資格者に合併、分社又は廃業があった場合は、財務部会計室に速やかに届け出ること。

(4) 資格審査結果通知書の再発行について

紛失による再発行依頼は財務部会計室に速やかに提出すること。

## 別記1 インターネットホームページ

情報通信研究機構調達情報提供ページ

<http://www2.nict.go.jp/n/n662/chotatu/index.html>

## 別記2 付与数値

[掲載順序 項目 段階:付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示す、左側が物品の製造、右側が物品の製造以外の付与数値である。流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)]

### (1) 年間平均(生産・販売)高

200 億円以上		: 60、 65
100 億円以上	200 億円未満	: 55、 60
50 億円以上	100 億円未満	: 50、 55
25 億円以上	50 億円未満	: 45、 50
10 億円以上	25 億円未満	: 40、 45
5 億円以上	10 億円未満	: 35、 40
2.5 億円以上	5 億円未満	: 30、 35
1 億円以上	2.5 億円未満	: 25、 30
5,000 万円以上	1 億円未満	: 20、 25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	: 15、 20
2,500 万円未満		: 10、 15

### (2) 自己資本額の総合計(④の合計)

10 億円以上		: 10、 15
1 億円以上	10 億円未満	: 8、 12
1,000 万円以上	1 億円未満	: 6、 9
100 万円以上	1,000 万円未満	: 4、 6
100 万円未満		: 2、 3

### (3) 流動比率(物品の製造、物品の製造以外とも共通)

140%以上		: 10
120%以上	140%未満	: 8
100%以上	120%未満	: 6
100%未満		: 4

### (4) 営業年数

20 年以上		: 5、 10
10 年以上	20 年未満	: 4、 8
10 年未満		: 3、 6

(5) 機械設備等の額(物品の製造のみ)

10 億円以上 :15

1 億円以上 10 億円未満 :12

5,000 万円以上 1 億円未満 : 9

1,000 万円以上 5,000 万円未満 : 6

1,000 万円未満 : 3

(6) 合計 (最高点) 100

別記3 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値:等級 ②予定価格の範囲]

(1) 物品の製造

① 90 点以上 :A

80 点以上 90 点未満 :B

55 点以上 80 点未満 :C

55 点未満 :D

② Aは 3,000 万円以上、Bは 2,000 万円以上 3,000 万円未満、Cは 400 万円以上 2,000 万円未満、Dは 400 万円未満

(2) 物品の販売、役務の提供等

① 90 点以上 :A

80 点以上 90 点未満 :B

55 点以上 80 点未満 :C

55 点未満 :D

② Aは 3,000 万円以上、Bは 1,500 万円以上 3,000 万円未満、Cは 300 万円以上 1,500 万円未満、Dは 300 万円未満

なお、本資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な運用を行う。